

ばよく、特に地方厚生（支）局長に対して、届出を行う必要はないこと。

第63の2の2 胸腔鏡下弁形成術及び胸腔鏡下弁置換術

1 胸腔鏡下弁形成術及び胸腔鏡下弁置換術に関する施設基準

- (1) 心臓血管外科及び麻酔科を標榜している保険医療機関であること。
- (2) 体外循環を使用する手術を年間50例以上（心臓弁膜症手術30例以上を含む。）実施していること又は心臓弁膜症手術を術者として200例以上実施した経験を有する常勤の医師が1名以上配置されていること。
- (3) 5年以上の心臓血管外科の経験及び専門的知識を有する常勤の医師が2名以上配置されており、そのうち1名以上は10年以上の心臓血管外科の経験を有していること。
- (4) 経食道心エコーを年間100例以上実施していること。
- (5) 麻酔科標榜医が配置されていること。
- (6) 常勤の臨床工学技士が2名以上配置されており、そのうち1名以上は手術における体外循環の操作を30例以上実施した経験を有していること。
- (7) 当該手術を実施する患者について、関連学会と連携の上、手術適応等の治療方針の決定及び術後の管理等を行っていること。

2 胸腔鏡下弁形成術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）に関する施設基準

- (1) 心臓血管外科及び麻酔科を標榜している病院であること。
- (2) 体外循環を使用する手術を年間100例以上（心臓弁膜症手術60例以上を含む）実施していること。
- (3) **胸腔鏡下弁形成術を年間20例以上実施していること。**
- (4) 胸腔鏡下弁形成術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）を術者として、5例以上実施した経験を有する常勤の医師が1名以上配置されていること。
- (5) 麻酔科標榜医が配置されていること。
- (6) 5年以上の心臓血管外科の経験及び専門的知識を有する常勤の医師が2名以上配置されており、そのうち1名以上は10年以上の心臓血管外科の経験を有していること。
- (7) 経食道心エコーを年間100例以上実施していること。
- (8) 常勤の臨床工学技士が2名以上配置されており、そのうち1名以上は手術における体外循環の操作を30例以上実施した経験を有していること。
- (9) 緊急手術が実施可能な体制が整備されていること。
- (10) 当該手術に用いる機器について、保守管理の計画を作成し、適切に保守管理がなされていること。
- (11) 関連学会の定める指針に基づき、当該手術が適切に実施されていること。
- (12) **当該手術を実施する患者について、関連学会と連携の上、手術適応等の治療方針の決定及び術後の管理等を行っていること。**

3 胸腔鏡下弁置換術（内視鏡手術支援機器を用いる場合）

- (1) 心臓血管外科及び麻酔科を標榜している保険医療機関である病院であること。
- (2) 体外循環を使用する手術を年間100例以上（心臓弁膜症手術60例以上を含む）実施していること。
- (3) **胸腔鏡下弁置換術を年間20例以上実施していること。**

- (4) 胸腔鏡下弁置換術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）を術者として、5例以上実施した経験を有する常勤の医師が配置されていること。
- (5) 5年以上の心臓血管外科の経験及び専門的知識を有する常勤の医師が2名以上配置されており、そのうち1名以上は10年以上の心臓血管外科の経験を有していること。
- (6) 麻酔科標榜医が配置されていること。
- (7) 経食道心エコーを年間100例以上実施していること。
- (8) 常勤の臨床工学技士が2名以上配置されており、そのうち1名以上は手術における体外循環の操作を30例以上実施した経験を有していること。
- (9) 緊急手術が実施可能な体制が整備されていること。
- (10) 当該手術に用いる機器について、保守管理の計画を作成し、適切に保守管理がなされていること。
- (11) 関連学会の定める指針に基づき、当該手術が適切に実施されていること。
- (12) 当該手術を実施する患者について、関連学会と連携の上、手術適応等の治療方針の決定及び術後の管理等を行っていること。

4 届出に関する事項

胸腔鏡下弁形成術、胸腔鏡弁置換術及び胸腔鏡下弁形成術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）及び胸腔鏡弁置換術（内視鏡手術用支援機器を用いる場合）に係る届出は、別添2の様式52及び様式87の11を用いること。

第63の3 経カテーテル弁置換術

- 1 経カテーテル弁置換術（経心尖大動脈弁置換術及び経皮的大動脈弁置換術）に関する施設基準
- (1) 循環器内科及び心臓血管外科を標榜している病院であること。
- (2) 次のいずれにも該当すること。
- ア 緊急開心・胸部大動脈手術の経験があること。
- イ 大動脈弁置換術（大動脈基部置換術を含む）を年間20例以上実施しており、かつ、大動脈に対するステントグラフト内挿術を年間10例以上実施していること。
- ウ 冠動脈に関する血管内治療（PCI）を年間100例以上実施していること。
- エ 経食道心エコー検査を年間200例以上実施していること。
- (3) 5年以上の循環器内科の経験を有する常勤の医師が3名以上配置されており、かつ、5年以上の心臓血管外科の経験を有する常勤の医師が3名以上配置されていること。
- (4) 5年以上の心血管インターベンション治療の経験を有する常勤の医師が1名以上配置されていること。なお、(3)に掲げる医師と同一の者であっても差し支えない。
- (5) 関係学会より認定された施設であること。
- (6) 以下のいずれも満たす手術室を有していること。
- ア 設置型透視装置を備えていること。
- イ 高性能フィルタを使用して空気浄化を行い、周辺諸室に対して適切な空気圧と気流の方向を維持していること。
- ウ 必要な設備及び装置を清潔下で使用できる十分なスペースがあること。
- エ 速やかに開胸手術に移行可能であること。